

令和5年第4回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年4月24日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和5年4月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
報告第 2 報告第 1号 取消願について
日程第 3 議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 21号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 22号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 23号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 24号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 25号 農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間15分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和5年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会をさせていただきます。これより着座にて、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はございません。ただいまの出席人員は12名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会則第13条の第2項の規定により、議長によって行います。6番 山本 英次委員、7番 津田 義則委員、兩名を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第1号 取消願について報告を求めます。事務局の方からお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で取消願についての報告を終わります。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時33分 休憩

午後1時33分 再開

○水重職務代理

はい、それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局より、提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○水重職務代理

続いて担当委員の調査報告を行います。

まず、受付番号24号について、4番 見坂委員お願いします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号24号について報告します。

4月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は吉田町●●●●●●にある、合計1,724㎡の2枚の農地です。図面番号20-24をご覧ください。場所は●●●●●●のところから●●●●●●方向へ道なりに進み、途中、●●●●●●方面、●●●●●●と●●●●●●にある、ちょうど右上にあるところが分かれ地のところです。そこを山沿いに入ったら下にある民家と道の間にある農地なのですが、●●●●●●の申請地は譲受人の宅地の近くにあります。

この度、譲渡人は、以前よりこの申請地を耕作されていた譲受人に所有権移転を行うものでございます。譲受人は高齢ではありますが、この申請地は自宅近くにあるので、所有する農地は全て耕作されており、借り受けていたこの申請地もこれからも耕作されていくので、何ら支障がないことから問題ないことを確認いたしました。

なお詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、24号についての報告を終わります。

○水重職務代理

はい、それでは続いて、受付番号25、27号について10番 田中委員をお願いします。

○田中委員

はい、10番 田中でございます。よろしく願いいたします。

受付番号25及び27について、去る4月の14日に午後から農業委員、推進委員、事務局とで現地の調査を実施いたしました。その詳細についてのご報告を申し上げます。

はじめに25でございますが、●●●●●●氏が●●●●●●氏に所有権を移転するという案件でございます。場所は高宮町●●●●●●の●●●●●●というところです。畑327㎡でございます。この案件につきましては、この申請地はですね、譲受人の●●●●●●氏のすぐ裏側でございます、自宅と農地に囲まれておりまして、今後、譲受人が効率的に耕作をしたいということから、●●●●●●氏から譲り受けるものでございます。場所でございますが、別添の地図20-25をご覧くださいと思いますが、ちょうど中ほど下に、広い県道が通っていますが、これが●●●●●●線でございます。ちょうど高宮町の●●●●●●、小字でいいますと●●●●●●というところにあたるわけですが、ちょうど左側下の方へ、●●●●●●さん、これは●●●●●●さんであります、道路端にあります。そこから市道へ、ずっと上へあがっていきますと、●●●●●●、●●●●●●●●。●●●●●●が本人で、●●●●●●が●●●●●●氏の父でございます。それから少し行きますと右側上に●●●●●●さん、それからその隣りが●●●●●●さんという家になっております。申請地はちょうど●●●●●●氏の自宅の裏側ということでございます。これまでも管理はきちっとされておりまして、今後、譲受人それから地域においても、何ら特段の問題がでるような事は発生しないと調査をいたしてまいりました。したがって、許可妥当というふうに判断をいたしま


~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 4 議案第 2 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
はじめに事務局より、提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございます。続いて、担当委員の調査報告を行います。  
受付番号 1 1 号について、6 番 山本委員さんをお願いいたします。

○山本委員

6 番 山本です。受付番号 1 1 について報告します。4 月 1 3 日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号 2 1 - 1 1 をご覧ください。

場所は、県道●●●●線を●●から●●方向に約 4 k m 行ったところにある●●●●●●●●の裏手の整備田 2, 8 0 7 m<sup>2</sup>のうち 1. 5 2 5 m<sup>2</sup>です。この案件は営農型太陽光発電設備で支柱部分の 3 年間の一時転用の更新の申請です。この設備の下で栽培を計画されているのはニンニクと大豆で、現地でニンニクを確認しました。また、隣接する農地に影響がないことも確認しました。

詳しい内容については、別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で、調査報告を終わります。

これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○藤原委員

営農型太陽光発電なんですが、3 年間の一時転用の更新ということですが、以前許可された分の更新ということなんでしょうか。

それで、これ前に一回聞いたことがあるかと思うんですけども、ちょっとそのへんの営農型太陽光発電設備と通常の設備との違いと、3 年間の一時転用というのは縛りがあるのかなというのを教えていただけたらと思います。

○田中会長

では事務局から。

○事務局

はい、事務局です。

まず、3年間の一時転用の更新ということで、1回目が令和2年4月の総会の方で審議していただきまして、許可の方を出させていただいているものが、3年間の一時転用の期間が満了するというので、あらためて今回更新の手続きをさせていただいております。

はじめての委員さんもいらっしゃるのが多いので、営農型太陽光について簡単に説明させていただくんですけども、従来の普通の太陽光設備と違って営農型太陽光というのは通常の太陽光のパネルよりも高い背丈のものを設置して、その下で営農をしていただくという事で、3年間及び10年間というのも新しい法律であるんですけども、通常3年間の一時転用の許可を得て、しっかり営農をしていただければ、また許可の更新ができるというふうな制度のものなんですけども、山本委員のほうから説明がありましたが、転用面積1.525㎡というのは、要は農地じゃなくなる面積を許可面積とさせてもらったりしますので、1.525㎡というのは太陽光パネルの支柱部分の断面かける本数です。これが農地から営農できないということで、3年間の一時転用の許可を得ていただくという形で、この●●●●の営農型太陽光は、この面積は一時転用の許可を得ていただくということになります。

また、更新の条件としては、しっかりその下で営農をしていただくということで、毎年下部のパネル下の作物の報告を年に一回はさせていただいて、通常周辺の農地の1反あたりの収穫量の8割以上を、確保していただかないといけませんというルールがありますので、要は太陽光を設置することによって、日影ができることによって、作物の収穫量が8割を下ることになっては、太陽光としては更新の許可が出せませんよという形になりますので、通常毎年の報告で平均の収穫量に対して8割以上の収穫量が確保できていますよというのを、報告を毎年出させていただいています。

●●●●の方のニンニクも、一応8割を超える収穫量をこの3年間出させていただいてまして、この度、ニンニクの連作の障害が懸念されるということで、大豆とニンニクを併用して作付けされるということなので、今回の更新の時にはニンニク及び大豆という形で申請の報告をさせていただいております。

ですので、今安芸高田市で営農型太陽光が7か所か8か所ぐらいありまして、地域的には甲田と向原しかないのですが、他の4町の方は営農型太陽光の審議と現地確認というのはなかなか目にすることはないのですが、基本的には圃場整備田にやられるケースが多いので、そうすると基本的には一時転用が終了した場合には太陽光パネルを撤去していただいて、農地に戻していただくという意味で、3年間の一時転用を繰り返し、繰り返し、再許可を得ながら、発電を計

画してもらおうという形になるので、いずれ20年後、30年後は撤去がでてくる可能性があるか、もしくはもう一度パネルを刷新し、新しいパネルで発電をされるのか、まだ営農型太陽光の許可の制度ができて6年から7年しか経っていないので、20年後、30年後、営農型太陽光の制度が今からどうなるのかという状況ではございますが、現状としては一時転用、それも支柱部分の転用で、下部でしっかり営農をしていただくということが条件になっているのが、現状でございます。よろしいですかね。

○藤原委員

はい。

○田中会長

その他ございませんか。

○津田委員

これに反対するとかいう意味ではないんじゃないけど、どうにもよく分からないことがある。前にもちょっと言ったような気がするが、●●●●●が、●●●●●の。●●●●●でこの問題を議論しているんですよ。堂々とね。日本には電気が無い無いというが、水田の上にこの営農型パネルをつけたら、全国の消費量の2倍以上は発電できるんだという発言をしとってんですよ。呆れて僕はものが言えなかったんですよ。

実際にこういう営農型で8割以上の作物ができるのは、例えばシソとかお茶とか限定はされるんだろうけど、実際に成績はあがっているのかと。農業委員会は書類が整っていたら許可をするわけよ。その後実際にどうかということは、やる事がない。実際に8割の収穫量があるかは全然わからんわけよ。そのような中で全国的にこの問題はうまくいっているのかということ。そういうことは、しっかり我々が理解をして情報提供をしていかなければ、皆さんがやっては失敗、やっては失敗を繰り返しては、何のことかわからない。そのようなことも含めて、実態はどうなのだろうかという情報を集めなければいけないのではないかな。

そういう点についてはどう思われますか。私は極めて疑問に思っている。

○事務局

事務局です。全国的にどんな感じかというのはあまり分かってないです。数値的なものは根拠がないんですけど、県内で営農型太陽光の県の意見聴取をする際の感触としては、うまくいっていないケースも多々見受けられてですね、それもうまくいっていないからといって、3年間の更新を不許可にするのではなく、営農の改善計画を出していただいたり、色々な手法を取りながら、指導しながら、更新を取り付けながら、営農を諦めたのでは更新はできないので。



町もそれで苦慮されているようです。

○津田委員

許可をしたらいいとか悪いとかいうのではなしに。

例えば成功例とか失敗例とかあると思うんですよ。素人からすれば太陽光で電気を売って、下で作物を作って売ればいい儲けになるんじゃないかと単純に考えたら思うじゃないですか。頑張ってみようかということ取り掛かる人もかなりおられると思うんですが、そういう時に農協さんの指導が必要なのか、どこが指導するのか分らんけども、我々としても確かな情報を持って、申請があったらある程度の情報提供ができるような形ができてればいいのかなという気がするわけですよ。そういう意味で得られるものなら情報を得ておきましょうや、という事を申し上げさせていただいたわけです。

許可していいとか悪いとかいうことではなく、やりたい人がやられたらいいんですよ。ただ、相当高いものにしないと、肥料をやったり消毒したりとかするのに、少々の高さじゃ無理なので、相当の設備費用をかけないといけないだろうから、そこらのことも考えながら出来るだけやる以上は成功してもらいたいので、情報提供ができるならやっていったらどうですかという事を申し上げただけです。

○事務局

補足ですけど。一応、許可申請の時には下で使う農機具が旋回できるような支柱の幅や高さを取れるようにしてもらって、許可の段階で機械が旋回できないものに対しては、許可するまでに太陽光パネルの設置の仕方に問題があるという事で、指導をさせていただいておりますので、一応トラクターとか。特に成功例でいうと●●●●●なんかで麦を作っていますが、高さが2mぐらいの高いものを設置していただいて、支柱の間隔も2m50cmぐらいのトラクターが一往復はできて、向こう側からグルッと回ってまた通れるような幅を確保していただいているものが通常の営農型太陽光。ですから、通常の太陽光パネルで設置するのとはイメージが違ってきますので、またそういうのも情報提供できればさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤原委員

実際に現物の施設を見てないからイメージが湧かないのだけど、やっぱり高さとか光とか採光、その幅があって、そこから光が入るような、今高さが2m程度ある。あーいうのはやっぱりかなり間が開いて斜めから光が入るようになっているのかね。

現物を見てないから何ともよう言えない。

○事務局

そうですね。この図面が悪いので申し訳ないのですが、高さはさっき言ったように2mぐらいあるので。通常だと低いですね。背丈ぐらいしかないパネルがほとんどだと思うのですが、その倍ぐらいの高さがあるって、パネルの広さも通常だと結構、2m四方ぐらいの結構大きいパネルだと思うんですけど、営農型は細長いほんとに数10cmかける長さの、光が入りやすいように細長いものをたくさん設置して、間から光が通るような形のパネルになっていますので、パッと見、普通の太陽光とはちょっと違うようなパネルになっていますので、設置費用も普通の太陽光とは違って高額なものになるようなので、ある程度下で農業したりだとか、発電で採算が取れるという形で出されているんだと思いますけど、全然パネルの形は違います。

○藤原委員

これ、通常の物を作るより設置コスト的に高くお金がかかるんよね。メリットは何があるんかね。助成金とか何かがあるのだろうか。

○事務局

色々なんですけど、今回でいえば4条ですので、●●●●という方が下で営農しながら、上で太陽光のパネルで2重で収益を得るという形ですよ。営農と発電で2重で収益。例えば4条ではなくて、5条の営農型太陽光というものもあるのですが、下で営農をする方と、設置する方が別で、設置する方は発電量で儲けて、下で営農する方は賃借料でさらに儲けて。要するに農業をしながらパネルの設置料という形で報酬をいただいているんですかね。要するに上空を使わせてあげるよという形で賃借料で。農業をする方にもメリットがあってっていう形がオーソドックスなスタイルなんだと思うんですけど。色々な収益のあげ方があるんですけど、よくあるパターンがこの2パターンかなと。

場所なんですけど、一番見ていただきたいのが、見ていただきたいというか、見やすいのは、●●●●が●●を●●に行く道があると思うんですけど、●●に行っていたら●●●●があつて、●●●●に1kmぐらい行ったところに●●●●を向いて右手の方に●●●●にあるんですけども、背の高い太陽光パネルが設置してありますので、もしご興味があればそこを通ってみられたら見えると思います。場所的に一番パット通りすぎりに見やすいのはその場所ではないかと思います。

○藤原委員

はい分かりました。勉強のために一度見てみようと思います。ありがとうございました。

○田中会長

はい、その他ございませんか。よろしいですかね。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第21号 農地法第4条の規定によります許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって議案第21号 農地法第4条の規定によります許可申請については、申請のとおり許可することに決しました。尚、受付番号6号につきましては、許可妥当と処理をし、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をすることといたします。次に参ります。

日程第5 議案第22号 農地法第5条の規定によります許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。

受付番号20号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

はい、8番 黒瀬が報告いたします。受付番号20番の説明をいたします。

図面番号22-20をご覧ください。4月10日現地確認を、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名にて確認いたしました。申請地は、八千代町の●●●●●の駐車場の横の土地となります。現在、休耕田になっています。受け渡し人は、受け取り人の●●●●●でございます。資材と駐車場として転用するものであるという事なのですが、周辺等の農地の影響もないため、やむを得ないと認められると思います。詳しくは調査報告書をご覧ください。

以上をもって報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号21号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

はい、4番 見坂です。受付番号21号について報告します。

4月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地確認いたしました。申請地は吉田町●●

●●●にある合計1, 292㎡の3枚の農地です。図面番号22-21をご覧ください。場所は、●●●●●の前を通りまして●●●●●●●●の横にある小さい道があるのですが、それを川の方へ向かって進みます。

それと、別件で●●●を通りまして、橋があるんですが、橋のところを左手に道があるんですが、川土手の下に道がありまして、その道を道なりに行ったところが、真ん中辺が四通じ十字になっているんですが、そこへ行きわたります。申請地の周りは全部宅地、建売住宅、住宅街になっております。

それで、譲渡人は●●●に居住されており、耕作困難で現在申請地は耕作されていません。この度、この申請地の周りが全部住宅なので、シェアに困っているところ、譲受人がこの申請地に建売住宅を建てるという事で、所有権移転を行うことにしました。ここは、つい最近まで農地だったのがほとんど建売住宅になっているので、周囲に農地もなく問題ないということを確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。

以上、21号についての報告を終わります。

○田中会長

はい、ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですかね。

質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第22号 農地法第5条の規定によります許可申請については申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって議案第22号 農地法第5条の規定によります許可申請について申請通り許可することに決しました。

ここで、トイレ休憩、暫時休憩とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 休憩

午後2時29分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開します。

日程第6 議案第23号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局よ

のと確認をいたしました。

以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に、受付番号5番について、10番 田中がご報告を申し上げます。

この案件につきましては、●●氏、酪農家でございました。代々続く酪農家という事で、●●氏のお父さんの代から酪農されており、お父さんは早くに亡くなられて、その後を継いで母と●●氏で酪農をこれまで続けてまいりましたが、ご案内の通りに酪農業というのは非常に厳しい農業といえますか、畜産業でございまして。飼料はほとんど現在では外国から輸入をされたものを使用し、粗飼料として耕地等を開拓して、●●というこの●●●であります、小字は●●というところで酪農をされておりましたが、そういった諸般の事情により酪農を廃業されたという経過がございます。

この案件は、酪農をするために●●氏のお父さんが昔、登記地目は山林となっている地を●●●●●によって開墾をし、畑化し、草地として開発をし、牧草を育て牛に供給するという事で開発をされたそうではありますが、平成14年頃からもう輸入粗飼料に頼って、草地開発をしたところで牧草の作付けはされていないという事から、現在では原野化して、とても草地としては復旧できそうにないということで、現地の調査をいたしました。

場所でございますが、最後のページ23-5をご覧いただきたいと存じますが、申請地、これはちょうど中ほどが申請地となっておりますが、中ほどからすぐ左側のやや上にいきますと四差路が見えると思います。●●と書いてありますが、その上に四差路。この四差路はですね、この地図上でいいますと、上に行きますと●●●。それから左側の方から来ますと、●●●●の●●●●でございまして、●●●でございまして、そこがちょうど四差路。下へずっと下っていきますと、●●●●●●●●というところにあたります。それから、その道を真っ直ぐ、●●●●●を真っ直ぐ下っていきますと●●●●、●●の●●●●の方へおりていくわけですが、その●●の四差路から約400mあまり進んで、下ったところの道路の上にちょっと山の中へ入りまして、よく上に上がりませんと分からないような状況でございます。側は全て山林。もともと山の中へ木を切って開いて、畑化したものでありますから、側は全部山でございます。山林でございます。

したがって、本人さんもそういった事情で酪農を廃業しておりまして、草地としての開発は、作付けはできないという事から、やむを得ずこの非農地申請に至ったものでございます。したがって、そういったことから現地の状況と諸般の状況を見ましても許可せざると得ないと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○田中会長

これより、質疑及び意見に入りたいと思います。この3件につきまして、質疑、意見のある方は挙手なさりご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。ございませんか。

質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第23号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第23号 非農地証明申請については受理することに決しました。次へ参ります。

日程第7 議案第24号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で、事務局の要点説明を終わります。

続きまして、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見のある方は挙手願います。ございませんか。

ちょっと私から。こんな事を質問するものいかなものかと思いますが。最後に20年の設定の分は、●●●●は76才で96才になられるんですけど、お元気でいいなと思いました。

その他意見はございませんか。はい、質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第24号農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。次へまいります。

日程第8 議案第25号 農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いします。

○事務局

はい、事務局です。議案第25号 農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について。農地法関係事務処理ガイドラインについて、令和5年3月28日付けで一部改正がありましたので、意見を求めますとごさいまして、1枚めくっていただきまして、表紙の裏面になりますけれども、こちらの別紙、農地法関係事務処理ガイドライン等の改正概要の方をいくつか紹介させていただきますと、事務局の説明とさせていただきます。

まず、上から本文、区分でいうと左側の本文1、2と番号がふつてありますが、今回ガイドライン改正の主な理由としましては、先般より下限面積がなくなったりとかいうのが関係しております。農地経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う法律の方が、この4月1日から施行されましたが、その改正に伴って基盤法及び機構法等の改正がありましたので、その辺の改正を、修正するものがほとんどでございます。1番、2番なんかはそうなります。

後は、5番の分筆とか書いてありますけれども、これについても今までの運用が変わるものではなく、今後取り扱いをしっかりと漏れがないようにするために、記述を明確にさせてもらったものと捉えておりますので、特に委員さんについては運用が変わるというわけではございませんので、ガイドラインの方に、より詳細に事務処理の概要が明記されたという形になっています。だいたい左側の本文の方はそのへんがほとんどになっています。

この表の右側の方の審査基準。裏面の右側の方ですけど、審査基準の1は先般廃止しましたけども、下限面積の廃止に伴って、ガイドラインの方も取り扱いの方を外させていただいたという形になっています。その他も様式については、その辺の変更とか、参考資料もそういったものをつけさせていただいているような感じですので、大きく変わるものは下限面積の取り扱いが変わるところで、ガイドラインの方も修正させてもらって、それ以外については関連法令の変更とか、今までの事務の取り扱いの方をしっかりと明記するように修正させていただいたものになっています。事務局からは以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。以上で説明を終わります。

これより質疑、意見に入りたいと思います。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。よろしいですかね。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第25号 農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について、原案通り改正することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第25号 農地法関係

事務処理ガイドラインの一部改正については、原案通り改正することに決しました。

以上をもちまして、本総会に付議をされました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和5年第4回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 閉会